

静岡県および御前崎市による津波対策工事ほか追加工事の点検および確認について(第 120 回)

2024 年 4 月 22 日

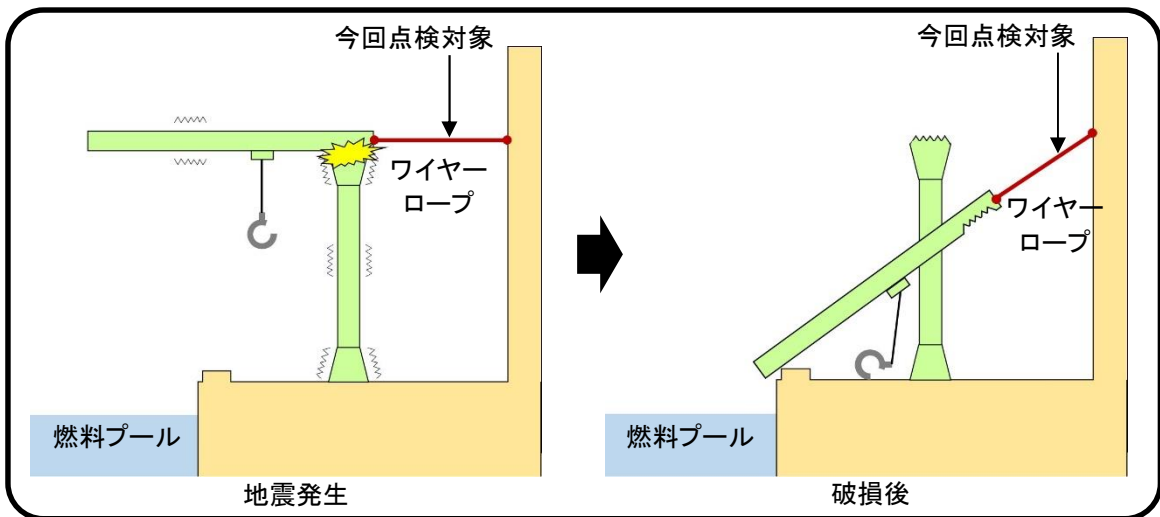
本日、当社が実施している津波対策工事ほか追加工事(注1)について、御前崎市の立ち会いの下、静岡県による点検を受けましたので、お知らせします。

新規制基準では、使用済燃料貯蔵プール(以下、「燃料プール」という。)(注2)に重量物が落下した場合においても、その機能が損なわれないことが要求されています。

今回は、地震により4号機の燃料プールに落下し、燃料プールを損傷させる可能性のある設備に対し施した、落下防止用のワイヤーロープについて確認いただきました。

静岡県から「追加で設置した落下防止用のワイヤーロープについて、書類確認および現場確認をおこなった。中部電力の計画どおりに設置されていることを確認した。引き続き、燃料プールに異物が落下しないよう運用の継続をお願いしたい。」との講評をいただきました。

御前崎市から「追加で設置した落下防止用のワイヤーロープについて、計画どおりに設置されていることを確認した。今後も、津波対策工事ほか追加工事の点検および確認について協力をお願いしたい。」との講評をいただきました。



燃料プールを損傷させる可能性のある設備に施したワイヤーロープ 概略図



燃料プールを損傷させる可能性のある設備に施したワイヤーロープを点検している様子

注1 自主的に取り組んできた重大事故対策や、2013年7月に施行された原子力規制委員会の新規制基準を踏まえ追加した対策工事などのことです。

注2 使用済燃料貯蔵プールは、燃料や使用済制御棒等を貯蔵するための設備です。

(これまでにお知らせした内容は、[こちら](#)をご覧ください。)

以上